

カンボジア王国

1. 国の概要

1) 一般事情

(1) 正式な国名

カンボジア王国

(2) 面積および人口

面積：181,000平方キロメートル（日本の約1／2弱）

人口：1,470万人（2013年政府統計）

(3) 首都およびその緯度・経度

首都：プノンペン

緯度：11.35 経度：104.54

(4) 年間の気象・最高気温・最低気温（プノンペン）

最高気温：34.9度 最低気温：21.7度

年間の気象：熱帯性モンスーン気候 雨期（5～10月）乾期（11～4月）

(5) 宗教および言語

宗教：仏教（97%）一部少数民族はイスラム教（1.9%）

言語：カンボジア語（クメール語）96%

(6) 通貨

リエル（1ドル＝約4,068リエル 2014年9月時点）

(7) 労働者数（全産業・建設業）

全産業：6,243千人 建設業：94千人（1.5%）

農林漁業：4,384千人（70.2%）（2001年11月国家統計局労働力調査）

(8) GDP（2012年）

名目GDP：142億米ドル

一人当たり名目GDP：933米ドル

実質GDP成長率：7.3%

(9) 財政状況

国際収支

・経常収支（国際収支ベース） ▲90,080万米ドル（2013年）

・貿易収支（国際収支ベース） ▲192,900万米ドル（2013年）

・外貨準備高 451,600万米ドル（2013年）

・対外債務残高 571,620万米ドル（2012年）

(10) 投資状況

日本からの直接投資：約3.2億米ドル（2012年）

日本企業の投資件数：72件

投資額：4億8,856万米ドル

(2010年～2013年12月認可実績)

日系企業進出状況：カンボジア日本人商工会 正会員128社

(2014年4月時点)

(11) インフラの整備状況（電力、通信、道路、鉄道、港湾）

- ・道路、港湾等運輸インフラの整備レベルが周辺国と比べて劣っている。
- ・電力分野においては、電力需給の逼迫、偏った電源構成、割高な電力料金等課題となり、安定的な電力供給システムの整備が必要である。
- ・上下水道の施設整備状況は周辺国に比べ劣っている。特にプノンペン以外の地方都市、農村部の上水道普及率は低い。下水道はプノンペンですら未整備の状況。
- ・内戦終了後これまでに地雷除去が完了した面積は、地雷汚染地域の約45%に留まっており、開発の阻害要因になっている。

(12) 日本の援助（ODA）の状況

- ・有償資金協力：約 427億円（2011年度までの累計）
 - ・無償資金協力：約1,565億円（2011年度までの累計）
 - ・技術協力：約 637億円（2011年度までの累計）
 - ・2014年7月10日にJICAがカンボジア政府との間で締結した円借款貸付契約3件の内容
- | | |
|-------------------------------------|----------|
| ① プノンペン首都圏送配電網拡張整備事業 | 64.80億円 |
| ② 国道5号線改修事業（I）
（プレッククダム～スレアマアム間） | 16.99億円 |
| ③ プノンペン南西部灌漑・排水施設改修・改良事業 | 56.06億円 |
| 合計 | 137.85億円 |

(13) 在日大使館の所在地、電話番号およびWebアドレス

〒107-0052 東京都港区赤坂8丁目6-9

電話 03-5412-8521

特命全権大使：ハオ・モニラット 閣下

2. 安全衛生の行政組織

1) 日本の厚生労働省・労働基準監督署に相当する行政組織

(1) 組織名・組織図等

① 担当省庁：労働・職業訓練省…………… 別添資料No. 1

② 担当局：労働総局、技術職業訓練局

* 2004年の法改正以前、技術職業訓練局は、教育青年スポーツ省の管轄下にあったが、2004年の法改正で労働・職業訓練省に移管された。

(2) 組織の概要・役割等

① 労働担当局の役割

i 労働行政全般の管轄、企画、立案

ii 海外で就労するカンボジアの労働者と外国人労働者の管理

- iii 労働安全衛生関係法令の周知・徹底
- iv 労働争議の調停・仲裁等
- ② 技術職業訓練局の役割
 - i 労働市場の需要をレビューして、職業に係る国家政策を立案する
 - ii 技術職業訓練の機関と制度を運営・管理する
 - iii 技術職業訓練に係るデータ収集と統計作成
 - iv 技術職業訓練サービスを受講した貧困層が起業活動に必要な資金貸付サービスを提供する
 - v 産業セクターの民間企業及び公的機関、教育訓練機関、NGO及び国際機関との連絡調整を行う

2) 行政による作業所への臨検

(1) 臨検の概要

労働法第233条から237条で「健康及び安全性の監査の規制と手順」を規定している。233条によれば、作業場での安全衛生に関連した規定の実効性を確保するために、労働監査官は作業場を定期的に訪問しなければならない。安全性の専門家もこうした監査に参加しなければならない。労働監査官は、正式な査察報告が作成される前に、違反のある雇用者に通知しなければならない。この通知は問題解決の期限を伴った警告を雇用者に対して与え、問題点を解決する機会を与えるものである。しかし、234条によれば、監査官が労働者の安全衛生に対して深刻な影響があると判断した場合、正式な報告書は通知期間終了を待たずに直ちに報告されなければならないと規制されている。

(2) 臨検の実施者

労働監査官及び管理官

(3) 指摘事項への対応（措置報告・過料の程度等）

労働法第375条の「労働者の安全衛生と健康に関する規定」に違反した場合、企業代表、取締役、支配人もしくは担当幹部は、日給ベース30日から120日分の罰金刑に処される。

(参考事例)

製造業工場での事例であるがPUMA社よりFLA（Fair Labor Association）に対して労働環境等の調査依頼があり、その報告に基づきOHSAが査察を行い、多数の指摘事項及び是正勧告を含む調査報告書が発出され、処罰の対象となった。

3. 安全衛生に関する法律・規則等

1) 日本の労働安全衛生法、規則、条例等に相当するものの名称と概要・内容等

カンボジアにおける雇用と労働に関しては、カンボジア憲法ほか以下の法令、行政規則等により規定されている。

(1) カンボジア王国憲法（1993年）

(2) 法 令

- ① 入国管理法（1994年）
- ② 労働法（1997年）

- ③ 労働者社会保障法（2002年）
- ④ 労働法139条、144条修正法（2007年6月8日）
- ⑤ 国際法

(3) 行政規則（抜粋）

- ① 第57号閣僚会議令「カンボジア人労働力の国外送付」（1995.7.20）
- ② 第80号労働大臣令「時間外労働」（1999.3.1）
- ③ 第144号労働大臣令「夜間の年少者の雇用禁止」（2002.6.10）
- ④ 第243号労働大臣令「労働災害と障害への補償の通達」（2002.9.10）
- ⑤ 第161号労働大臣令「外国人の雇用」（2001.7.16）

(4) 労働法第8章の第228条～232条で「労働者の健康と安全」が規定されている。

2) 元請と下請の責任範囲について、法律等で定める元請の責任

元請と下請の責任範囲については区分していない。

4. 安全衛生関係書類の行政への提出

1) 安衛法第88条の計画届に相当する計画書類等の提出義務の有無

安衛法88条の計画届に相当する規定はない。計画書類の提出義務もない。

ただし、工事現場の安全衛生に関しては「建設業における工事現場の安全衛生に関する大臣令（2011）」にて、下記の事項を定めている。

- ① 建設工事現場では労働法を遵守しなければならない。
- ② 建設工事現場では作業員の健康のために、安全衛生の基準を維持しなければならない。
- ③ 建設工事現場では作業員に対し、適切な安全措置及び休憩時間を与えなければならない。

2) 届出の期日等

該当なし

3) 書類等の書式等

該当なし

5. 労働災害・事故が発生した場合の義務等

1) 労働災害・事故が発生した場合の行政への報告義務

(1) 報告の有無および対象

雇用者は労働災害発生後、遅くとも48時間以内に労働災害の発生に関する書面での通知を労働・職業訓練省に通知する必要あり。

(JETRO カンボジア労務マニュアルによる)

*原則として、事業場内または業務上の災害が発生した場合

(2) 報告の期日

発生後48時間以内。

(3) 報告先

労働・職業訓練省にある国家社会補償基金（National Social Security Fund: NSSF）、若しくは労働担当局

(4) 報告義務者.....

別添資料No.2

雇用者

2) 労働災害・事故が発生した場合の行政による調査

(1) 調査の対象

雇用者はすべての労働災害を労働・職業訓練省に報告し、報告を受けた労働・職業訓練省は再発防止に向けた調査を行う。

[JETRO カンボジア労働マニュアル (2013年10月第2改訂版より)]

調査の対象は、以下の項目となる。

- ① 事故状況 (死亡、重傷、軽傷等)
- ② 労働災害の経歴 (氏名、職業、国籍、家庭状況、労働安全訓練の経験を有するか、など)
- ③ 事故発生の年月日・時刻
- ④ 目撃者・証人
- ⑤ 雇用者の意見、労働者代表者
- ⑥ 事故発生原因
- ⑦ 再発防止の措置

(2) 調査者等

労働監査官

6. 労働災害・事故が発生した場合の被災者への補償等

1) 被災者の死傷病等に適用される保険

(1) 保険への加入義務の有無

労働法第9章で労働災害に対する補償に関して規定している。また、この規定を明確にする目的で2002年9月10日に第243号労働・職業訓練省大臣令「労働災害と障害への補償の通達」を公布している。

この通達で制定の「社会保障法」は、現行の労働法の適用を受ける民間で雇用される労働者に対する労働災害保険と年金、従業員医療の各制度を規定した法律であり、国家社会保険基金により運営され、雇用者と従業員、労働者に加入が義務付けられている。この制度の運用の詳細を定める「国家社会保障基金の設立に関する政令」が2007年に発布されたものの、政府は制度運用を段階的に実施していく方針で、現状では労働災害に関する制度の運用が先行している。

8人以上の従業員を雇用する企業は、従業員の雇用状況を国家社会保険基金へ登録することが義務付けられており、登録後30日以内に保険料を納付するとともに、従業員に登録番号を伝える必要がある。従業員には、労働災害保険カードが配布される (2014年度から発行予定)

* 出典：JETRO カンボジア労働マニュアル (2013年10月第2改訂版)

(2) 保険の名称

国家社会保険の中の労働災害保険

(3) 保険の概要

給付の概要

- ① 「業務を中断するか否かに関わらず、労働災害または通勤事故、もしくは業務上の疾病に対

する医療給付」では、病院での治療費及び交通費がカバーされる。

② 「一時的な障害をもたらす労働災害または通勤事故、もしくは業務上の疾病に対する日当」では、最大180日間、1日あたりの平均賃金（直近6ヵ月の平均賃金を基準）の70%がカバーされる。

③ 「継続的な障害をもたらす労働災害または通勤事故、もしくは業務上疾病に対する日当・年金」では、障害の程度に応じて、生涯補償金が支給される。

④ 「葬儀給付金」では、葬儀費用として1,000,000リエルが支給される。

また「遺族補償金」として、②と同様に1日あたりの平均賃金を基準とした生涯補償金が扶養家族に支給される。

(4) 保険契約者、被保険者

保険契約者：雇用主 被保険者：従業員

(5) 保険料の負担

保険料の負担：雇用主

保険料：従業員の平均月給の0.8%（最低1,600 最高8,000リエル）

2) 労働災害・事故が発生した場合の被災者との示談・和解

被災者が労働・職業訓練省にある国家社会補償基金（National Social Security Fund: NSSF）に依頼し、調査により決定される

7. 店社、作業所における安全管理体制（責任）と各種資格

1) 店社の安全衛生管理体制…………… 別添資料No. 3

本社海外支店の工事部・安全環境課による定期的な安全パトロールを実施。また、現地事務所に安全衛生委員会を設置（構成員は現地事務所長、全作業所長、全協力業者）し、定期的に安全パトロールを実施

2) 作業所における安全衛生管理体制…………… 別添資料No. 3

作業所に安全担当職員を配置して安全管理・指示を行い、毎月1回、安全大会・協議会を開催し、併せて安全パトロールを実施。また、状況に応じ、随時重機オペレーター、運転手、作業員の安全教育を行う等を実施

3) 各種資格

(1) 資格の名称

クレーン等の運転 車両系建設機械運転

(2) 資格の内容（就業制限業務の種類：日本での免許・技能講習等に匹敵する資格の種類、名称、講習時間等）

- ・ 移動式クレーン運転士（吊上げ荷重5 t以上：免許）
（吊り上げ荷重5 t未満：技能講習）
- ・ 車両系建設機械運転者（機体重量3 t以上：技能講習）
（機体重量3 t未満：雇用主による特別教育）
- ・ 玉掛け者（1 t以上：技能講習）
（1 t未満：雇用主による特別教育）

上記の免許、技能講習は公共事業運輸省の重機センターにて実施される。また、電気工事に関しては特別な資格は無いが、高圧電気を取り扱う場合はEDC（当地の電力会社）への登録会社である必要がある。

8. 安全経費

1) 公共工事における安全経費

入札条件にて指示されている場合は安全経費を個別計上するがそれ以外は契約金額に含む。

2) 民間工事における安全経費（請負契約金額に含む、率計上、別枠計上等）

一般的には別計上とせず契約金額に含む。

9. 事故・労働災害発生後の行政処分・社会的制裁等

1) 元請が受ける行政処分

臨検結果によっては調査報告書提出、労働法第375条の「労働者の安全衛生と健康に関する規定」に違反した企業代表、取締役、支配人もしくは担当幹部に対して日給ベース30日から120日分の罰金刑、作業中止等の処分がある。最悪の場合は起訴される場合がある。

2) 下請が受ける行政処分

元請と下請が受ける行政処分については区分していない。

3) その他社会的な制裁

社会的な制裁はない

10. 労働災害防止団体の状況

1) 日本の建災防に相当する団体

(1) 団体の名称

カンボジア建設及び林業労働組合連合会

The Building and Wood Workers Trade Union Federation of Cambodia (BWTUC)

(2) 団体の概要

・2009年11月10日に発足した

・活動内容：

① 労働・職業訓練省の協力を得て、労働者の安全衛生管理を促進

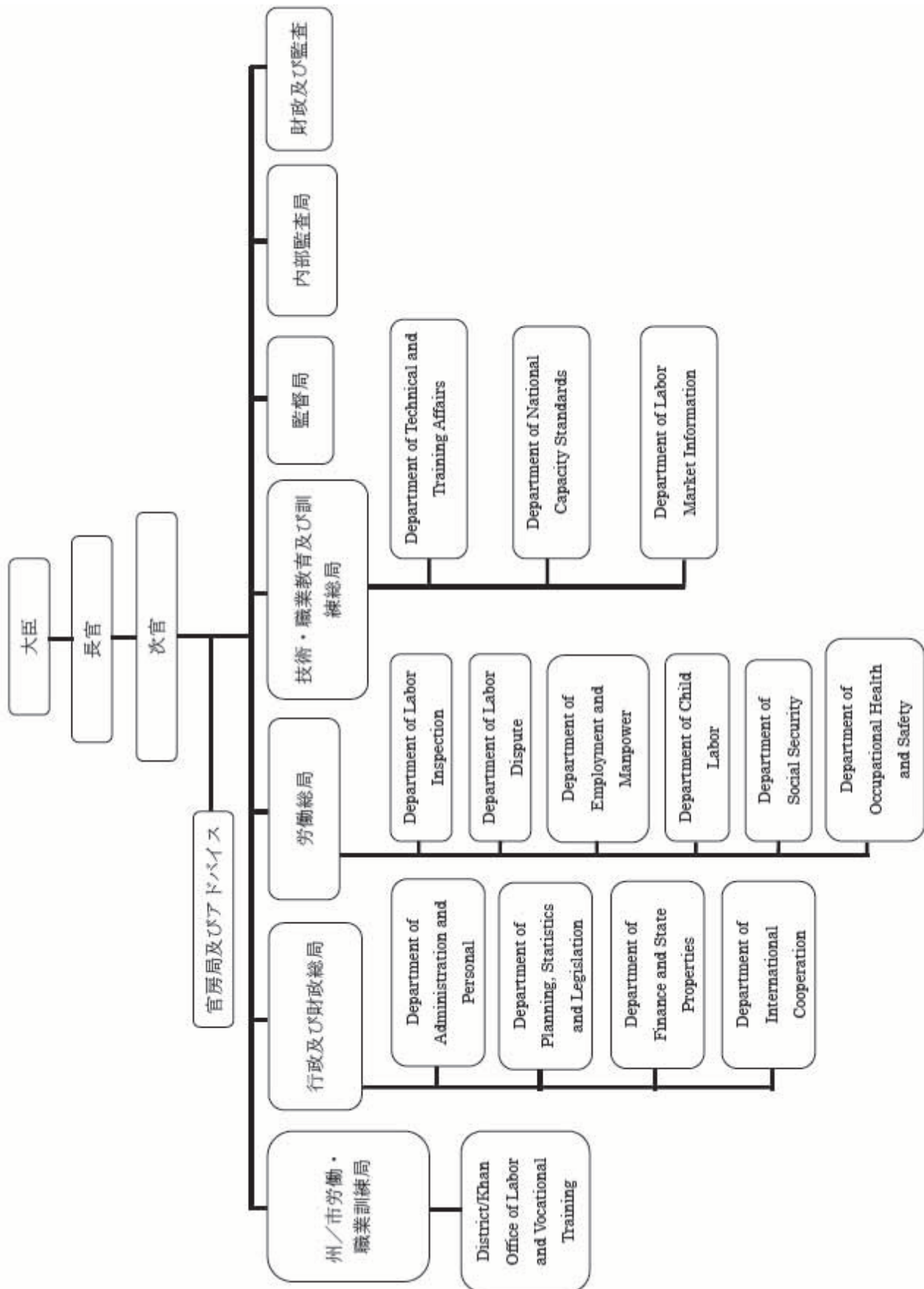
② カンボジア労働法の遵守を強化

③ 国際機関と連携して、労働安全衛生セミナーを開催

④ 国際機関と労働条件を調査し、評価レポートをする

11. 国内と比較し、苦慮している点

全般的に、安全衛生に対する知識・意識が低い。建設現場に係る安全基準が未確立であることもあり、現地職員の安全担当者ですら知識・意識が低い状況で、定期的に安全教育等を行い、継続的に知識・意識の向上に努めているのが現状である。



៤- មូលហេតុនៃគ្រោះថ្នាក់ បរិយាយពីរ 4、事故発生原因

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

ឧបសម្ព័ន្ធទី១ ខេត្តប្រកាសលេខ ២៤៣ សករបយ
 ចុះថ្ងៃទី ១០ ខែ កញ្ញា ឆ្នាំ២០០២

ក្រសួងការងារសង្គម

សេវាករណីសង្គម

សេវាករណីសង្គម

ការប្រកាសជូនដំណឹងពីគ្រោះថ្នាក់ការងារ

លោក/លោកស្រី.....

ម្ចាស់ ឬ ឧបាយកលក្រោល ឬ ក្រុមប្រឹក្សា.....

អាសយដ្ឋាន.....

គោលបំណង

១- ឧបាយកលក្រោលក្រុមប្រឹក្សា ឬ ក្រុមប្រឹក្សា

២- ប្រភេទគ្រោះថ្នាក់ការងារ 2、事故タイプ

កន្លែងកើតមានគ្រោះថ្នាក់ការងារ 1、事故発生日期

ម៉ោង..... ថ្ងៃ..... ខែ..... ឆ្នាំ..... ទីកន្លែង.....

៣- ចំនួនអ្នករងគ្រោះ : 3、被災者数

- ស្លាប់.....

- របួសធ្ងន់.....

- របួសស្រាល.....

ចេញនៅ..... ថ្ងៃទី ខែ ឆ្នាំ២០០០
 អ្នកប្រើប្រាស់នៃឈ្មោះ.....
 ហត្ថលេខានិងច្បាប់ ឬ ម្ចាស់សហគ្រាស

安全衛生管理組織図

